

魚津市告示第206号

魚津市多胎妊娠の妊婦健康診査費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年9月14日

魚津市長 村椿 晃

魚津市多胎妊娠の妊婦健康診査費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市多胎妊娠の妊婦健康診査費用助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 市長は、多胎妊娠に伴う費用負担を軽減し、安全・安心な出産に供するため、多胎妊娠した妊婦に対し、助成金を交付するものとする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、健康診査を受診する日において魚津市に住所を有する多胎妊娠した妊婦とする。

(助成対象費用)

第4条 助成の対象となる費用は、魚津市妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査実施要綱（平成21年魚津市告示第76号）で規定する回数に追加で受診する妊婦健康診査（以下「健康診査」という。）にかかる費用とする。ただし、次に掲げるものは助成の対象としない。

(1) 医療保険各法が適用される診療費

(2) 妊婦健康診査に伴わない保険外診療で支払った検査等に係る費用

(3) 教材費、文書料、予防接種等、健康診査に直接関係しない費用

(助成金の額及び回数)

第5条 助成金の額は、前条に規定する助成対象費の全額とする。ただし、1回につき5,000円を限度とする。

2 助成の対象となる健康診査の回数は、5回を上限とする。

(助成金の申請)

第6条 助成を受けようとする対象者は、魚津市多胎妊娠の妊婦健康診査費用助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出

しなければならない。

- (1) 妊婦健康診査を受けた医療機関等が発行した領収書の写し
- (2) 領収書等の日付と同日の診療月日が記載されている、すべての児の母子健康手帳の写し
- (3) 振込先の金融機関口座が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請の期限は、出産した子が1歳に達する日の前日までとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成の適否及び助成額を決定のうえ、魚津市多胎妊娠の妊婦健康診査費用助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正行為により助成金の交付を受けた者があると認めるときは、前条の交付の決定を取り消し、当該決定に基づき支払った助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

魚津市多胎妊娠の妊婦健康診査費用助成金交付申請書

年 月 日

魚津市長 あて

〒

申請者 住所

氏名

（電話番号） ー

多胎妊娠に伴い妊婦一般健康診査の受診回数が、市の規定する回数を超えたので、助成金を申請します。

申請者	(ふりがな) 氏名	()	母子健康 手帳番号	
	生年月日	年 月 日		
	住所			
今回妊娠届出後に住所を変更した方は、前住所をご記入ください。		住所変更日： 年 月 日 前住所：		
助成金の 振込先 (口座は申請者のものであること)	金融機関名		支店名	
	預金種別	1普通 2当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			
魚津市長あて この申請に必要な要件を確認するため、住民基本台帳の状況を調査することに同意します。 <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> ※同意されない場合は、住所及び住民となった日を確認できる書類を提出ください。				

添付書類

- 1 妊婦健康診査を受けた医療機関等が発行した領収書の写し
- 2 領収書等の日付と同日の診療月日が記載されている、すべての児の母子健康手帳の写し
- 3 振込先の金融機関口座が確認できる書類の写し

様式第2号（第7条関係）

魚津市多胎妊娠の妊婦健康診査費用助成金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

魚津市長 印

年 月 日付けで申請のありました魚津市多胎妊娠の妊婦健康診査費用助成金について、魚津市多胎妊娠の妊婦健康診査費用助成金交付要綱に基づき、次のとおり交付することを決定（却下）しましたので通知します。

記

1 交付決定

交付決定額 金 _____ 円

2 却下

（理由）